

【変更日：令和5年1月1日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
《よこしん》ライフリードリフォームローン契約規定第5条	第5条（借入利率） 1. （借入利率変更の基準） この契約締結日以降の借入利率の変更については、金庫のよこしん住宅ローンプライムレート（以下「基準金利」という）を基準として、この基準金利の変更に伴って、第2項に規定する方法により引上げまたは引下げられることに同意します。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により金庫の基準金利が廃止された場合には、基準金利に代え、一般に相当と認められるものに変更されることに同意します。 2. （借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出基準日と適用開始日） (1) 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という）に行うものとし、前回基準日における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。ただし、この契約の締結日以降最初に到来する基準日においては、その基準日における基準金利と第1項に定める基準金利を比較し、差が生じた場合は、その差と同一幅で借入利率を変更するものとします。 (2) 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新借入利率適用による返済が始まるものとします。 (3) 本条により利率が変更された場合、金庫は、原則として変更後第1回の約定返済日の前日までに、変更後の借入利率、毎月の返済金額、半年ごとの増額返済金額等を文書により通知するものとします。 3. （返済額の変更） (1) 毎回の元利返済額は、借入利率の基準日での見直しを行った結果、借入利率の変更があった場合は変更するものとします。 (2) 借入利率の基準日での見直しにより毎回の元利返済額に変更がある場合は、新借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。 (3) 以降、借入利率の基準日での見直しごとに、前々号および前号により算出した新返済額を支払うものとします	第5条（借入利率） 1. （借入利率変更の基準） この契約締結日以降の借入利率の変更については、金庫のよこしん住宅ローンプライムレート（以下「基準金利」という）を基準として、この基準金利の変更に伴って、第2項に規定する方法により引上げまたは引下げられることに同意します。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により金庫の基準金利が廃止された場合には、基準金利に代え、一般に相当と認められるものに変更されることに同意します。 2. （借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出基準日と適用開始日） (1) 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という）に行うものとし、前回基準日における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。ただし、この契約の締結日以降最初に到来する基準日においては、その基準日における基準金利と第1項に定める基準金利を比較し、差が生じた場合は、その差と同一幅で借入利率を変更するものとします。 (2) 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次のとおりとします。 ①毎月返済の部分 イ. 半年ごとの増額返済を併用しない場合 基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日から適用されるものとし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新借入利率適用による返済が始まるものとします。 ロ. 半年ごとの増額返済を併用する場合 基準日以降最初に到来する半年ごとの約定返済日の翌日から適用されるものとし、適用開始日の翌月の約定返済日から新借入利率適用による返済が始まるものとします。 ②半年ごとの増額返済部分 基準日以降最初に到来する約定返済日の翌日から適用されるものとし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新借入利率適用による返済が始まるものとします。 (3) 本条により利率が変更された場合、金庫は、原則として変更後第1回の約定返済日の前日までに、変更後の借入利率、毎月の返済金額、半年ごとの増額返済金額等を文書により通知するものとします。 3. （返済額の変更） (1) 毎回の元利返済額は、借入利率の基準日での見直しを行った結果、借入利率の変更があった場合は変更するものとします。	当金庫が更改するシステムの制約により、令和5年1月以降は、基準金利は変更された場合の新金利の適用タイミングを半年ごと増額返済の有無に関わらず統一した取扱とさせていただきますこととし、該当部分を改定いたします。

		(2) 借入利率の基準日での見直しにより毎回の元利返済額に変更がある場合は、新借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。 (3) 以降、借入利率の基準日での見直しごとに、前々号および前号により算出した新返済額を支払うものとします。	
--	--	---	--

【変更日：令和２年８月１１日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
宛名	<u>S M B Cファイナンスサービス株式会社</u> あて	株式会社セディナ あて	保証会社である株式会社セディナがS M B Cファイナンスサービス株式会社に社名変更したため
《よこしん》ライフロード契約規定第４条	保証料は金庫が金庫所定の方法により金庫がS M B Cファイナンスサービス株式会社（以下、「S M B C F S」という）に支払うものとします。	保証料は金庫所定の方法により金庫が株式会社セディナ（以下、「セディナ」という）に支払うものとします。	
《よこしん》ライフロード契約規定第１９条	1. 第８条または第９条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、S M B C F Sに対して残債務全額の返済を請求することができるものとします。 2. S M B C F Sが借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、S M B C F Sに返済するものとします。	1. 第８条または第９条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、セディナに対して残債務全額の返済を請求することができるものとします。 2. セディナが借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、セディナに返済するものとします。	
〔横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項〕第１条２．(14)	S M B Cファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を会社に提供するため	株式会社セディナ（以下「会社」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を会社に提供するため	